〃	ＲＢＣ－Ｂ３型	〃	－３	〃	－３
〃	ＲＢＣ－Ｃ１型	〃	－４	〃	－４
〃	ＲＢＣ－Ｃ２型	〃	－５	〃	－５
〃	ＲＢＣ－Ｃ３型	〃	－６	〃	－６
〃	ＲＢＣ－Ｄ型	〃	－７	〃	－７

○四国地方整備局告示第五十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年十月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱ダイキアクシス 代表取締役社長　大亀　裕貴 ダイキ浄化槽		
ＲＢＣ２－ＬＡ型	８－21－Ｈ－001	８－25Ｋ－Ｈ－002
〃 ＲＢＣ２－ＬＢ１型	〃 －１	〃 －１
〃 ＲＢＣ２－ＬＢ２型	〃 －２	〃 －２
〃 ＲＢＣ２－ＬＢ３型	〃 －３	〃 －３
〃 ＲＢＣ２－ＬＣ１型	〃 －４	〃 －４
〃 ＲＢＣ２－ＬＣ２型	〃 －５	〃 －５
〃 ＲＢＣ２－ＬＣ３型	〃 －６	〃 －６
〃 ＲＢＣ２－ＬＤ型	〃 －７	〃 －７

○九州地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市相知町牟田部字鳥居の元二一一番九から同四四五番七まで	後前	九九・八メートル 四四・六メートル	〇〇・〇キロメートル 四四・二メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

官　庁　報　告

官　庁　事　項

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第６項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第１項の規定に基づき公表する。

令和７年10月１日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
前文 １　鳥類のインフルエンザは、Ａ型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の３つを規定している。 ⑴　高病原性鳥インフルエンザ 国際獣疫事務局（以下「ＷＯＡＨ」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病 ⑵・⑶　（略） ２～７　（略） 第１　（略）	前文 １　鳥類のインフルエンザは、Ａ型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の３つを規定している。 ⑴　高病原性鳥インフルエンザ 国際獣疫事務局（以下「ＷＯＡＨ」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病 ⑵・⑶　（略） ２～７　（略） 第１　（略）